

学習センター、役場の職員も含めて、ここの利用をうまく検討して調整していただく、そういう会議とか、年間で、大きな行事とかそんなにはないと思うんで、調整していただくという形はとれますか。

教育総務課長 (仮称) 新湘光公園につきましても、議員おっしゃるとおり、いつまで使えるかというところがありますので、その年度年度で適宜対応してまいりたいという考えです。

以上でございます。

- 1 番 最後になります。今の答弁含めて、公共機関、学校の特別授業のときには、そういうバスも出ています。それとか町の悠悠バス等も含めて、町の行事でもありますので、その辺も含めて今後検討していただくところで、私の質問を終わります。

議 長 以上で、1番議員鈴木磯美君の一般質問を終わります。

続いて、通告5番、4番議員田村俊二君。

- 4 番 通告5番、4番議員田村俊二でございます。本日、最後の質問者となります。眠い時間に差しかかりますけれども、60分でございますので、ぜひ、御協力をお願いしたいというふうに思います。

通告に従いまして、

- 1、公共施設等個別施設計画の策定状況は
- 2、事務事業効率化の取り組みは
- 3、町道391号線開通に伴う説明会後の展望は

の3項目を質問いたします。

1項目めは、公共施設等個別施設計画の策定状況はです。平成26年4月22日付、公共施設等総合管理計画の策定に関する総務大臣通知が出されました。この通知に基づいて、本町では平成29年3月に公共施設等の最適化と持続可能な財政運営の両立を目的として、大井町公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画では、マネジメントの基本方針として、1、総量の適正化、2、中長期的なコスト管理、3、効果的・効率的な管理運営を掲げ、総量の適正化を最優先に考え、さまざまな取り組みを計画的に推進するとしています。公共施設は70%、30%の総量削減、インフラは100%を目標とする公共施設の更新費用及び収支では、現在の公共施設を耐用年数に基づき30%

の総量削減を行っても、平成53年には77億円の累積赤字になるというふうに、報告書では試算をしております。

今回策定予定の公共施設等個別施設計画は、大井町公共施設等総合管理計画に示している各施設の取り組みの方向性の具体化を図るものとして、将来の財政負担を含め、重要な課題だと考えます。そこで、次についてお伺いをします。

- 1、計画の概要、進捗状況は。
- 2、町民への情報提供は。
- 3、総合計画との整合性は。

2項目めは、事務事業効率化の取り組みはです。平成29年5月17日付、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員制度の改正が行われました。この改正の主なもの、非正規職員においても、期末手当等の支給を可能とするものであります。本町では、9月議会において、大井町会計年度任用職員給与及び費用ベースに関する条例を制定し、関連例規の整備が図られ、会計年度任用職員制度が令和2年4月から導入されることになっています。これに伴う経費増は約3,800万と試算をされています。歳出抑制のためには、事務事業の効率化が求められていると考えます。そこで、次についてお伺いをします。

- 1、事務事業見直しの検討・計画は。
- 2、指定管理者制度拡充の計画は。

3項目めは、町道391号線開通に伴う説明会後の展望はです。11月3日、5日の両日、生涯学習センターにおいて、町道391号線開通に伴う説明会が、都市整備課を中心として開催されました。その際、地元町民からは、さまざまな意見・提案が出されました。そこで、次についてお伺いをします。

- 1、意見・提案をどのように受けとめているのか。
- 2、回答方法は。
- 3、自治会担当職員制度はどのように機能しているのか。

以上、登壇しての質問といたします。

町長 通告5番、田村俊二議員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問の、公共施設等個別施設計画の策定状況はどの御質問です

が、はじめに計画策定の経緯でございますが、本町では平成29年3月に、平成26年4月の総務大臣通知に基づき「大井町公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

この計画は、これまで町が整備してきた公共施設の老朽化が進む中、その改修や更新、長寿命化を行うに当たり、利用需要の変化や厳しい財政状況を踏まえ、公共施設の全体を把握して更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことによる公共施設等の最適化と財政負担の軽減・平準化による持続可能な財政運営の両立を目指し、町が保有する公共施設について、固定資産台帳をもとに個別の施設カルテを整理して分析を行いました。その結果に基づき、今後50年間にかかる公共施設の将来の更新費用を推計するとともに、公共施設としての機能を低下させることなく、総量の最適化を図るとともに、財政負担の平準化を図り、持続可能な公共サービスを提供するための公共施設等のマネジメントの基本方針を定めたものでございます。この計画の中で、議員御指摘のように施設の総量を30%削減しても2041年（令和23年）には77億円の累積赤字が試算されておるところでございます。

さらに、国では平成30年2月に公共施設等総合管理計画の策定指針を改定し、今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命計画（個別施設計画）を策定し、公共施設等の総合的適正管理の取り組みを進めていくとされたところでございます。

これにより、本町では本年度と来年度の2カ年で個別施設計画を策定するものとし、本年度の当初予算に計画策定支援のための委託料として999万円を計上いたしました。なお、総合管理計画の対象施設51施設のうち、学校教育施設の8施設については学校施設等長寿命化計画として別に策定することとし、それ以外の43施設を対象としております。

それでは、1点目の御質問の計画の概要と進捗状況ですが、まずは、この計画の概要です。公共施設総合管理計画の対象施設ごとにその老朽化や劣化の状況を調査し、その修繕や更新などの対策内容と時期を明確にしてその施設の果たしている役割や機能、利用状況を踏まえ優先順位の考え方を明確にした上で、対策のための費用を整理してコストの平準化を念頭においた年次計画を策定し、計画として取りまとめるものでございます。

次に、策定の進捗状況でございますが、まずは本年6月に計画の策定支援の委託業者を入札により選定し、同月委託契約を結びました。その後、9月には総合管理計画の推進組織である町内検討委員会を開催し、個別施設計画の概要と策定スケジュールの確認を行うとともに、各課が所管する施設の現地劣化状況調査の調整等を行いました。10月には、委託業者により全施設の現地調査が行われ、施設の劣化状況等を調べました。現在、委託業者によりその結果の取りまとめ等が行われている最中でございます。

今後は、その結果に基づき更新や修繕等の対応内容と優先度を設定いたします。また、計画策定に向けた検討として、各施設の現状と課題を整理し、施設の長期保全の方針検討やライフサイクルコストの算出等を行います。

次に、来年度、令和2年度になりますが、これらを総括した個別施設計画の素案を策定いたします。この素案について、町内検討委員会等の計画推進組織において検討するとともに、パブリックコメントを経て大井町公共施設等個別施設計画とする予定でございます。

次に、2番目の町民への情報提供は、との御質問ですが、ただいま申し上げましたとおり、令和2年度には、計画（案）をパブリックコメントに付すほか、計画策定終了後には、町ホームページにて資料等も含めて計画を公表させていただき予定でございます。

次に、3番目の総合計画との整合性はとの御質問ですが、公共施設の更新や修繕、さらに適正な管理運営につきましては、総合計画に掲げる各施策にかかわることが大きく、また、総合計画の実施計画に掲載の財政計画の裏づけも必要なことから、整合性を図らなければならないと考えております。

現在、策定を進めております大井町第6次総合計画の策定とこの個別施設計画は、策定年度が同時期にあたりますので、総合計画との整合を図るよう調整をしながら策定してまいりたいと考えます。

次に、2点目の1の御質問、事務業務見直しの検討・計画について、回答させていただきます。

先ほどの御質問にございました、外部委員会の設置についての回答と重複するところがございますが、事務業務見直しの検討・計画につきましては、行政評価の手法を活用したいと考えております。

行政評価システムを導入してから10年が経過し、成果や効果の考え方や、評価手法が定着しておるところでございます。しかしながら、職員には導入当時の目的に立ち返ることも含め、形骸化することがないように、新たな組織体をつくるのではなく、既存の手法にてこ入れをした中で、これまでの見直しによる事務の効率化に逆行することがないように、検討を指示しているところでございます。そこで、事業担当課の評価、また行政評価委員会における内部評価にとどまっていたものから、評価の客観性及び透明性を確保するとともに、より効率的かつ効果的な町政運営を推進していくために、評価の妥当性を担保すべく外部の視点を取り入れ、これまでの内部による2段階評価から、外部評価委員会による外部評価を取り入れた、3段階での評価が行えるよう検討を進めているところでございます。

事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、選択と集中、限られた予算の中でいかに最大の成果を生み出すことが求められておりますが、注意しなければならない点は、行政評価の導入の狙いは、成果や効果の向上、職員の意識改革、住民サービスの向上等であって、必ずしも予算削減ありきで行政評価を導入されているわけではない点です。

予算を獲得するために目標が低く設定され、予算獲得に有利な方向に機能してしまえば、行政評価は実態を指し示さなくなり、それこそ形骸化してしまいかねません。本来の導入の狙いが機能し、きちんと発揮されれば、結果として評価結果が予算に反映され、最適化が図られるのではないかと考えております。

客観性の確保や多様な意見の反映が求められている中で、外部評価委員会を設置し、第三者を活用するわけでございますので、その際に、どのようなチェック機能を求めるのか、どの程度の役割を期待するのか、試行期間を設けた中で、ある程度のコストや時間を要するものでございますので、十分勘案した上で、その活用を図っていきたいと考えております。

続いて、(2)の質問、指定管理者制度拡充の計画はについて、回答させていただきます。

町では、指定管理者制度について、平成24年3月に大井町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を制定し、導入における体制を整えて

まいりました。

平成29年7月に指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインを作成し、平成30年4月から山田総合グラウンドにおいて、当制度を導入し、指定管理者による管理運営を開始したところであります。

山田総合グラウンドの現状につきましては、9月議会においても報告させていただきましたが、利用者数については、導入前に比べ1,256人の増で、率にして6.3%の増となっております。使用料収入においては、100万9,000円の増で、率にして37.6%の増となっております。また、インターネットでの申し込みが可能となり、遠方からの利用者が増加しております。

このようなことから当制度導入により、一定の効果があらわれていると認識しています。当制度のさらなる拡充につきましては、山田総合グラウンドへの導入の効果を鑑み、建設的に検討を進めていく必要があると考えております。しかしながら、当制度導入の目的の一つとして経費削減も挙げられますが、第一の目的は、住民に対する行政サービスの質を向上させる手段であることだと考えていることから、経費削減に重きを置き、住民サービスの質的低下につながるものであってはなりません。

さらには、持続可能な施設運営を行うためには、指定管理者の採算性や経営効率も含めて考えていかなければいけないことから、他の公共施設に当制度の導入を進める際には、慎重に対応する必要があると考えております。

また、他の公共施設に当制度の導入を拡充していく前に、まずは施設の整備を整えなければいけません。山田総合グラウンドにおいても、当制度導入前に人工芝テニスコートの全面張替工事を完了した経緯がありますので、まずは各公共施設等の状態を確認し、計画的に施設の整備を行っていく所存であります。

続きまして、3番の、町道391号線開通に伴う説明会後の展望はとの御質問につきましてお答えいたします。

一つ目の、1、意見、提案をどのように受けとめているかにつきましては、先般開催いたしました当該道路の説明会に際しまして、町側より、当該道路について、南北道路の必要性や災害時等を見据え、総体的な判断により、まちづくりの一環として第一生命より取得した経緯と、開通に向けた整備に際

し、主に交通安全対策について説明を行いました。これに対しまして、参加された皆様からは、事故への不安、町の発展は大事だがまず第一に命を大切にしてほしい、交通安全対策が不十分など、開通には反対、白紙撤回をとの御意見が大多数でありました。

説明会に参加された一般町民の方は延べ46人でしたが、皆様のお気持ちは真摯に受けとめなければならないと考えております。

また、信号機設置の必要性や通行規制など、さらなる交通安全対策についての御提案もいただきましたが、現段階において、その実現性は極めて困難であると考えております。このことを踏まえ、二つ目の御質問の（2）回答方法はについてお答えいたします。

前回の説明会時に、いただいた御意見や御提案の検討・協議結果については、何らかの方法でお伝えするとお約束をしておりましたが、皆様からの御意見や御要望を含めた課題の解決にはさらなる時間を要することから、令和2年度末に予定しておりました供用開始につきましては、当面見送るべきであると判断をいたしました。

つきましては、新たにお示しする内容もないことから説明会は開催せず、供用開始を当面見送る旨を広報及びホームページにより広く周知をしまいたいと考えております。御理解のほど賜りたく、よろしく願いいたします。

なお、湘光道路の舗装や町道11号線の歩道拡幅など、供用開始に直接影響がなく、現状において整備等を行わなければならない案件につきましては、予算要求に向けて引き続き精査を行ってまいりますので、御理解を賜りたく存じます。

三つ目の御質問（3）自治会担当職員制度はどのように機能しているのかについて、お答えします。自治会担当職員制度の担当職員の役割には、担当する自治会から町への相談・意見・要望等の窓口となるというものがございます。

このことに関しまして、まずは町道391号線が通る地元自治会長からの開通に向けた諸課題についての相談、意見や要望等について、担当職員には寄せられていないことを把握しております。

しかしながら、町といたしましては町道391号線の開通に伴う諸課題は、自

自治会担当職員制度開始前からの案件として認識しているものであり、特に自治会担当職員制度の各自治会に配置した担当職員のリーダーには、課長、副課長を充てていることから、先般10月に担当職員が上大井地内、西大井地内について地域内巡視を実施した際には、現地を確認し、現状の把握に努めたことについて報告を受けております。

今後におきましても、自治会が抱える課題等について、関係各課とともに自治会担当職員が連絡調整を密にしていくことが必要であり、地元自治会との円滑なパイプ役となるよう機能を高めてまいりたいと考えておりますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

- 4 番 今、それぞれ御答弁をいただきましたので、1番から順に再質問をさせていただきます。

最初の1番目の「公共施設等個別施設計画」の策定状況はということで、答弁と経過等御報告をいただきました。それで、まず1点、確認をしたいんですけども、この公共施設等の中には建物のこともありますし、それからインフラのことも当然入っているんだろというふうに思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

総務安全課長 今回の公共施設等個別施設計画につきましては、いわゆる箱物、公共施設等総合管理計画の中で最初にお示したように、対象とする公共施設で51施設のうち学校施設等を除いた43施設をあくまでも対象としており、インフラ関係については除外しております。

以上でございます。

- 4 番 そうしますとね、総合管理計画の中ではインフラも含めてのものを提示しているんだと思うんですよね、計画の中では。インフラについてはどのように今後進めていく予定があるのでしょうか。

総務安全課長 インフラにつきましては、それぞれ道路なら道路、下水なら下水道、それぞれ各施設別の長寿命化計画等で対応されるということでございます。

以上でございます。

- 4 番 そうしますと、今回の公共施設等の個別施設計画というのは、あくまでも箱物ですよ。それを見れば、総合計画があるわけじゃないですか。でこのことがあって、それにインフラについてはそれぞれの水道なら水道、そういう

形でもって個別計画をつくっていく。そういうふうな構造になるという認識を今思ったんですけど、それについては間違いないですか。

総務安全課長 お見込みのとおりでございます。

4 番 インフラについてはわかりました。それで、先ほどの町長の答弁の中でありましたけれども、一つ、学校の教育施設については今回は外すということですけれども、学校教育施設については具体的にどのように今動いているのかを教えてくださいたいと思います。

教育総務課長 学校施設につきましては、31年度当初の予算のときに、一部御説明をさせていただいたんですが、長寿命化計画について省庁が所管するもの、それから全体の中で、特に文部科学省所管の施設の長寿命化の計画が進んでいないと言う状況があることから、文部科学省において今後補助をするに際して、採択するかどうか、これを31年度以降、長寿命化計画がそれぞれ学校施設等ごとにできた学校施設を長寿命化計画ができているかどうかを勘案していくというような考えがなされたところでございます。

町のほうの計画はことしと来年ということで、来年度できあがる計画ですけれども、今、学校施設の改修等を行っている関係もあって教育委員会では1年前倒しという形で、今年度、今素案の素案のようなものはできてきておりますけれども、今年度で完成するという予定でございます。

以上でございます。

4 番 そうしますと、今教育のほうは別の体系で動いていくってことはよく理解をできました。そうしますと、総合管理計画の中で、建物について幾ら100%やるよということを示されています。建物については、総量の30%を削減をしていくというお話が、計画の中でもっているわけですけど、その30%の削減というのは一体何をどのようにやっていく計画なのか御答弁をいただきたいと思います。

総務安全課長 国の指針の中でも、総量の30%削減という努力目標的なものを掲げておるところがございしますが、具体的にそれが床面積であるのか、金額であるのか、今後かかる費用であるのか、その辺のところの具体的な明記がない状況でございまして、したがって、町として今後策定していく中では、まずそれを前面に持ってくるのではなくて、劣化度調査、その対策、費用算定、その辺を

計画にしていくということで、結果としてそれぞれ費用等の削減ができると思いますか、目指すという形に持っていければと思っています。特に、30%は何を30%というのか、特に国では明記されていないという状況でございます。

以上でございます。

- 4 番 今のお話はわかりましたけれども、要は町が抱えている箱物の中で、教育施設が約6割弱ぐらいあるわけじゃないですか。それで、それを除いたものが町が所管しているものになる、教育財産以外のものということになるんだと思うんですよ。それで、各地なんかで非常に苦勞されているのは、やはり教育財産の部分をどうしていくか。これからは人口減になること、それから少子化対策に伴って、子どもが少なくなっていく状況の中で、それぞれのまちで教育財産についてどうするかということを非常に大きい問題として考えていくんだらうというふうに思うんですよ。その辺のところは本町ではどのようにお考えになっているんでしょうか。

町 長 教育施設の今後のあり方という捉え方で、田村君よろしいですか。

- 4 番 はい。

町 長 公共施設としての教育施設をどのように考えているか。人口減少に伴う、そしてまた、大幅な人口増はなかなか見込めない、少しずつの増加を目指すとしても、かなり大きな重い課題だと認識しております。

今、中学校一つに小学校が三つ、幼稚園が三つと保育園、保育園も教育施設かどうかわかりませんが……。子どもたちが生きていく中で学校が教育で必要かということ、考えると非常に頭の痛い問題でありまして、これは今すぐ答えられるような問題ではないと思っています。今後、ぜひ町民とともにいろいろな御意見をお伺いしながら、町財政等も見通しも含めて、真剣に考えていかなければいけないことだということは思っております。

以上です。

- 4 番 今、町長からも御答弁もいただきました。しかしながら、これを将来考えていくということよりは、今この計画が総務省なり文科省が出してきているというのは、そのことを考えろということだと思っんですよ。それを考えた上で、施設の個別施設計画をきちんとやりなさいよということだと思っんですよ。町長の今の御答弁は非常に重い課題だというふうに認識されているとい

う御答弁だと思いますけれども、そんなに先に持っていけるような話ではない。この計画をもってきちんとやるべき話ではないかと私は思いますけれど、その辺の認識はどうでしょうか。

町長 実は私、ここですぐに、そういった話を俎上に出さないといけないだろうということが教育長等々の話の中では、すぐに来年でも出さなきゃいけない問題だろうなということは、公式発言じゃありませんけれども、言ったら公式発言になっちゃいますけれど、相談といいますか、打ち合わせですぐにかからないといけないと急にこうやりましょうって言ったら大変な皆さんに御迷惑がかかりますし、大変な問題になるので、今のうちそういった布石といいますか、考えを持っているということを町民に投げかけていくべきだろうと、すぐに取りかかってもいい話だろうとは思っています。

教育長 ただいまの御質問、町長のほうから検討会議ということの中では、仰せつかっているような状況でございます。いわゆる幼稚園と、それから小学校が実際の対象となることかと思うところでございますが、既に御案内のとおり、幼稚園については、いわゆる待機児童等を含めた保育園も含めた中で、今検討しているところでございます。

それから、小学校については、いわゆる相和小学校において小規模特認校を実施する中で約5年が経過しようとしております。そういったところの事案を含める中で、来年度、今後のあり方というものについてはそれぞれ協議していきたいと、そういった方向で考えております。これについては、有識者等ということの中で以前、若干触れさせていただいた経緯もあるかと思っておりますけれども、その辺のメンバー構成についてはちょっと今、流動的なところもある中で対応しているところでございます。

以上でございます。

4 番 教育長からも御答弁を今いただきましたけれども、この教育のほうの施設計画は今年度つくられちゃうわけでしょ、というふうに先ほどの御答弁の中にあっただと思うんです。ということは、施設等個別施設計画の中には、そのことは反映されないということだと思っただけです。これはやっぱり大きい問題じゃないかというふうに思いますけれども、それと、いろいろある中で、来年度以降検討会をきちんとやる、立ち上げてというお話は教育長のほうから

ありましたけれども、計画と中身が何だか違って来るんじゃないですかというふうな思いがありますけれど、それはいかがでしょうか。

教育総務課長 計画については現段階での老朽度、それから5年、10年を見越した改修の必要性等についてということで挙げていくものですが、当然今後の中で、検討会の中であり方検討を行っていけば、途中場合によって変更せざるを得ないということも出てくるのかなという考えは持っています。ですから、これが確定というものではなくて、ちょっと出だしが、やはりどうしても、まずは補助を受けるように計画はなければならぬというところもありましたので、本町の状況としては今後、先ほどの話にもありましたように、そこを含めて変更もあり得るということで考えてございます。

以上です。

4 番 なかなかスムーズにいかないのかなというふうな思いを今しましたけれども、これは結構ですけれども、私が議員になってから、幼稚園とそれから保育園の関係についてはまた度々議会でもさせていただいております。その中で、一つの提案として、今内閣府なんか提示しているあり方ですね、形のものなんかも提案をさせてもらったこともあると思うんですよ。そういう中では幼児教育の無償化とあわせて対応を図るんだというのをずっと私は言われてきたことだったというふうに認識しているんですよ。なので、いろいろ御事情がある中で、遅々として検討が進んでいかないという状況はあるのかもわかりませんが、ぜひ将来の大井町のあり方、幼児教育のあり方をどうするかということ、きちんとその部分は精査していただきたい、こんなふうに思いますので、ぜひ。回答については結構ですので、ぜひ計画はことし、検討は来年ということで、ぜひそごがないように、今回教育長がお話をされたように来年度検討するということであるならば、きちんと検討をし、結果を出していただきたい、こんなふうに思います。

1番の1点目については今のところで理解をさせていただいたと。

それで、2点目については、先ほどの御答弁の中で、もちろんこのことについては総合計画等ときちんと整合性を図っていくべきことなんだという御答弁をいただいておりますので、これは財源の問題もある話ですから、きちんとそのところは関係をつけながら進めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの1番のところの話にまた戻るんですけども、いつも私思うんですけども、いろいろな計画やなんかを町が考えて提示をするときに、町民に対する情報提供がいかにあるべきかというのをいつも私は思っているんですよ。2番のところにも通じることなんですけれど、2番のことなんですけれど、先ほどの計画を一定程度素案ができた段階で、パブリックコメントをするということだと思っただけなんです。それはそれで一つの情報を周知するやり方だとは思いますが、先ほど私がお話をさせてもらったときに、30%の総量削減をするなんていうことになったときに、これはやっぱり町民にもものすごく身近な問題なわけじゃないですか。だから、例えば、どこかの建物が一つなくなるよということに通じることなんだろうと思うんですよ。今回はだからそこまでは、何か考えておられないということなので、パブリックコメントという形でもいいのかもしれませんがね。町民にじかに、直接するようなものはぜひ出ていって説明をきちんとしていただきたい。

それと、教育のほうももちろんそうだと思うんですよ。学校のほうの整備、いろいろな状況の変化があるかどうか、それをきちんと地元の方、またあるいは町民の方にきちんと理解を得るような手法でぜひやっていただきたい。

今、いろいろなところで新聞なんかに出ているのは、平塚もそうですし、南足柄なんかもそうですけれども、素案という段階で、意見を聴取するということを丁寧にやっていただく必要があるんだろうなというふうに思いますので、そのところは引き続き丁寧な説明をお願いしたいというふうに思います。

3番目の計画については先ほどの御答弁で十分でしたので、次に移らせていただきたいと思います。

次に、大きい2項目めのところですが、事務事業の効率化の取り組みということで、先ほど町長のほうから事務事業については行政評価等を行うことにより詳細をきちんと精査している。それと、何でも安くすればいいということではないんだというお話もいただきました。

しかしながら、今回私のほうで質問の主のところは、やっぱり新しい地方公務員制度が改正になって、新しい制度が導入されるときに、常任委員会の審

議の中でも、一定程度の増加の金額も御対応いただいたところであるわけですよ。それが3,800万ということであると。この3,800万というのは我が本町において大きな金額になるんだろうというふうに思うんですよ。そういう意味で、事務事業の精査だけではなくて、もうちょっと業務を自分たちで直営でやるのではなくて、外に出す手法もあるのではないかと。こういうことを契機にして、そういうことをきちんと考えるチャンスとして捉えるべきじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。どなたか御答弁をいただければありがたいと思うんですけれども。

企画財政課長 事務事業評価、それと二つ目の御質問にもありますけれども、指定管理者制度、その二つの目的、目標の中にやはり財源の削減というところも一つにはあるとは思いますが。ただ、主たる目的、目標ではないというふうに理解してございまして、先ほど答弁の中にもございましたとおりですから。ただ財源削減を進める中で、実際査定を進めている中でもありますけれども、経常的経費については、もうほぼ削減し切っているような状況でございまして、それについて今後削減していくというのは非常に厳しい状況でございまして、そんな中で、どのように削減していくのかというのは非常に難しい問題ではございますけれども、田村議員のおっしゃるように今行っている事業、その事業そのものをどうするかというふうに改めて再度見直す必要があるのかなというふうに思っています。そういった意味でも、先ほど牧野議員からの質問にもお答えさせていただいたとおりですけれども、一旦ここで、実は行政評価の内部評価の中では先ほどお答えしたとおりになりますけれども、ほぼ全てがA評価、80何%にはなりますけれども、残りがB評価というところではございまして、それではどうなのかなというところもございまして、その辺につきましても、今後外部評価を入れる中で、試行期間を定めてどのようにやっていったらいいか、ちょっとまだ現時点では詳しくは把握してございませんが、研究を進める中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 4 番 事務事業評価に基づいて、事業、業務を見直す、評価していくというのはとてもいいことだし、私はそれを否定しているわけではありません。むしろもっと端的に言っちゃえば、今の業務の中で民間委託できるような業務はない

んですか。そういうことは庁内では考えることはないんですかということ
を提示したい。こんなふうに思っているんですよ。例えば、窓口業務ありま
すよね。住基のこともそうですし、それから個々の年金のこともそうでしょう。
それから、もうちょっといくと、町税の関係でもね、窓口業務というのはあ
ると思うんですよ。そういう業務についても、総務庁の見解だとできるだけ
アウトソーシングを図るようなことを進めているようにも見受けられます。
近隣でも、例えば、海老名とか、それから湯河原ですよ。湯河原なんかも
窓口業務を委託しているという実例があるわけですよ。そういうことを鑑み
たときに、いつまでも自分たちの業務を直営でやっていくことが、やり続け
ていくことがいいのか、ただそれは人件費を安くするとかじゃないですよ。
外に出すことによって人件費はかかるでしょうよ。だけれど、自分たちが人
事管理をしなくていい、業務の管理をしなくていいということは、町側もメ
リットになるんだらうというふうに思うんですけど、そういう大胆な考え
方、例えば、業務の一部を委託するという方法もあるでしょうし、民間に今
だから公設公営でもってやっているわけですけど、公設民営、それから丸
っきり引き渡しちゃう。民間に移管するという方法もあると思うんですよ。
そういうことを検討の中で町としては考える、こういうことをもとに考える
契機になるんじゃないかというふうな意味で私は質問をさせていただいてい
るんですけど、そこら辺はいかがですかね。

企画財政課長　　今議員がおっしゃったこと、もっともでございます。実際、今行っている
行政評価、いわゆる事務事業評価ですけども、その中の項目の中の一つに、
やはり民間委託は考えられないかというような項目も実際設定してございま
して、その民間委託も考えられるというような回答を得ている事務事業もござ
います。ただ、その事業について、具体的にその話が進んでいるかというとな
かなかそこは進んでいない状況でございます。その辺の話もございますので、
やはり外部評価を入れた中で、今後はその部分についてももう一歩進んだ中
で検討を進めていく必要があるかなというふうに考えます。

以上です。

4 番　　今後検討されていくというふうに、今受け取らせていただきましたけれども、
例えば、近々の話で、給食センターさんのことを言って申しわけないですけ

れど、例えば、調理業務を今の段階で委託に出すということは、それは検討している中に入る話なんではないでしょうか。そういうことを具体的に、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、給食センターの中の調理業務、その業務だけを委託に出すということは、やはり今人材がなかなか確保できない状況もある中では、きちんとやっぱり早急に考えていくべき一つのなのかなというふうに私は思うんですけど。今給食、調理の関係のこともお話させてもらっちゃったんで、そこについて、もし何か思いがあればお話をいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

学校給食センター所長 9月の議会のときにも、調理員の不足による調理業務の支障が問題になっているわけですが、調理業務等の民間委託につきましては、今現在検討を進めているところでございます。

以上です。

- 4 番 検討ということですが、検討中ってなかなか期間が明示されないんですけど、いつぐらいを目途になっているのかということをお聞きしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

学校給食センター所長 そこにつきましても、できれば早いうちに委託のほうに進めていきたいと、そこも今現在検討を進めているところでございます。

- 4 番 これ以上お話ししていても、先には進めないと思いますけれども。要は新しい公務員制度、非正規職員に対する新しい制度が導入されるわけですよ。それで、町としては財源としては約4,000万弱の金額をやっぱり用意しなきゃいけないわけじゃないですか。そこをやっぱり、限られた財源の中ということを見ると、きちんとやっぱり整理をしていかなければいけないということと私は思うんですよ。なので、検討はなかなか先が見えないようですけども、ぜひもう差し迫っている話ですからね。危機感を持って中身を精査していただきたいというふうに思います。

2番の問題はこれで終わりにさせていただいて、次に3番目の問題に入らせていただきたいと思います。先ほど、町道391号線の関係については町長から、とても私としてはありがたいと言いますか、期待をしていなかった言葉をいただいたので、すごくよかったなというふうに思いますけれども、ただそこで確認をしておきたいのは、説明、回答方法についての時間を要するので、今

回は見送るというお話でした。では、見送るというのはいつまでのことなんですか。回答は見送るという話で、回答方法のところでも、時間を要するので広報等で知らせて、しばらく、開通については見送るというふうに言われたんですよね。

町長 供用開始を当面見送るということです。

4 番 供用開始を見送るということは、あそこのだから湘光中の前から上大井小のところまで、391号線ということで道路認定をしました、してありますよね。それで、今回供用開始をするところはどこからどこまでなんですか。全体を全部見送っちゃうんですか。ちょっとそこを。

都市整備課長 ただいまの回答の供用開始につきましては、町道11号線、今実際に通行しているところですね。その交差点からその南側の上大井小学校まで町道12号線まで、その供用開始につきまして当分の間、見送るというところがございます。ちょうど湘光中から町道11号までにつきましては、今後も整備をした中で、いろいろ使いやすい道路に整備をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

4 番 今の御答弁をちょっと整理しますと、私の頭の中で整理すると、湘光中学校の信号のところから最初の十字路まで、そこまでは供用開始するけれども、そこから上大井小学校のところまでは供用開始はしませんと、そういう理解でよろしいですか。

都市整備課長 はい。

4 番 もし、そうであるならば、今後、今後はどういうときに供用開始というのが生まれるんですか。そのところは何か想定をされているんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

都市整備課長 ただいまの御質問ですね。まず、供用開始というところでは、先ほどの町長の答弁の中でもすぐに、いろいろ皆様から出された御意見、あるいは御提案につきまして、なかなかすぐにクリアできる方策がないというところで、当分の間供用開始については見送るというところで、町としてのスパンとしては、新湘光公園の園内の道路につきましては、現に車道として利用できる構造の道路となっているというところ。それと、先ほどの回答の中でもお話

ししたとおり、相対的なまちづくりの観点からは必要ではあるという認識につきましては、今現在も持っておりますので、今後いろいろ皆様にお示しできるような方策とか、そういうものがございましたら、説明会という形ではなくて、また皆様とお話ができる機会を設けた中で、一緒に考えた中で進めていって、そこで御理解がいただけるということであれば、やはり予算がかかることでもありますので、その整備をした中で供用開始をしていきたいということになります。いつということになりますと、ちょっと令和3年になるのか、4年になるのか、いろいろその事情によっては先になってしまう可能性もあるかと思えます。

以上です。

- 4 番 今、十字路から上大井小学校までは供用開始を当面しないということのお話をいただきまして、それで、都市整備課長からも一定程度の条件といいますか、こちら側から皆さんの要望が出たところの大きな問題というのは、きちんと信号機をまずつけてくれと。それが一つの安全対策という大きなメインというふうに考えていたところもあると思うんですよ。それからちょっと具体的に今お話の中ではありませんでしたけれども、何と何が整ったときには、町としては条件をクリアできたということで、再度話をしたいというふうに考えているのか、そこをもう一度確認の意味でお話を、御答弁をいただきたいと思えます。

町 長 はい。私はあの道路のことについては単刀直入に申し上げます。本当に住民があ道路を必要としているんだったら開通させなければいけないんだと思っておりますが、現状ではなくても、私初めてこんなこと言って、問題になっちゃうかもしれないですけど、今大変いい雰囲気私の息子もたまたま見に行きましたら、あそこの公園で何か道路みたいになっているんですけど、みんな遊んでいていい雰囲気だねなんて事情を知らないで言っているんですけども、あとはあの公園、（仮称）新湘光公園って呼んでますけれども、今草ぼうぼうの状態、刈ったらきれいになりますけれども、あの公園そのものの活用方法もこれからどうするんだという問題があると思えます。その利用方法によっては、もうあそこは通行させないとまずいだらうという状況も出てくるかもしれませんし、あそこ一体を今現状のとおり使っていても

何ら問題なければ、私は今の状況で十分いいのかなと、私個人は思っています。それを言ったら行政もいろいろな都合等ありますけれども、それは何とかクリアできる問題だろうと想定しております。なので、これだけ皆さんがあそこを使いたいという希望があるようなので、反対だという声は聞こえてきませんが、やはりそういった町民一人一人の思いも、自分たちの町は自分たちでつくるんだという気持ちでそういうことを言ってくださるものと理解させていただければ、十分皆さんの気持ちを汲んだ中で、行政としてやらなくて済むことならやらないで。変な話お金もかからないという状況もあるかと思いますが。その辺はまた別問題ですけれども、あそこをうまく活用してもらって、交流の場になってくだされば、私はいいかなと思っているのが本心であります。

- 4 番 町長からね、今新たな土地利用ということですよ、そういうことが生じたときとか、本当に必要性があったときに改めて、また協議をしたいというふうに私は受け取らせていただきました。ただ、そのときに、これ老婆心ながらですけども、今まではあそこを通すということについては、売り主との約束もあったと、契約上の問題もあったというふうに言われていましたけれど、そこはちゃんとクリアできるんですか、町としては。そこはちょっと確認をさせていただけたらなと思うんですけども。

企画財政課長 説明のときにもお話をさせていただきましたが、その売り買いのときに協定書あるいは協議書なるものの中で、この道路について通さなければならないというそういう約束はしてございません。ただ、話し合いの中で、第一生命と大井町の中で、今後あその道路を開通していくために動いていくというところの確認事項という書面はございます。ですので、今現時点では先ほど町長も申し上げたとおり、見送るという判断で構わないというふうに考えてございます。

以上です。

- 4 番 そういうことになると、非常に今まで頑として、こういう理由もあるからと述べられてきたのだから、何かちょっと重みが薄いなというふうに私は今感じました。それはそれで、町に大きな支障がないと、それでクリアできると、現状を維持しながらできるんだということであるならば、老婆心ながらお伺

いしましたけれども、それはそれで理解をしました。

それで、もう一つですけれども、今町長の言葉の中にもあったかと思うんですけれども、今、（仮称）新湘光公園というふうになっているわけですよね。説明会のときにも私参加させていただいて聞いていましたけれども、あそこは本当に公園のような形を、公園というと公園のようにみんな受け取るんだと思うんですよ。町が、いろいろな経緯の中であそこを土地取得したと。現状は今あそこは前の第一生命さんのほうの敷地だったので、きれいに草があってそういうふうにやっていったということだったと思うんですよ。そういう意味で、いわゆる空地进行をそのまま継続していると。ただ空地でぼうぼうにしておくわけにはいかないので、隣にある第一生命さんと同じようにちょっと整備をしているんだと、そういう認識で私はいるわけですが、公園というと、公園だったら今度何をしてくださいとか。これもつけてください、あれもつけてくださいという話にはなると思うんですよ。その件であの今空地って言いましたけれど、土地の活用、今現況はどういうふうに町は捉えているのか、それをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

生活環境課長 議員お見込みのとおり、町は購入しまして、現状を維持している状況でございます。芝もしっかり刈ったり、草も管理してございます。樹木に関しましても、生活環境課が現状を維持するという意思で管理していく状況でございます。

以上です。

4 番 ということは、私の認識と大体同様の認識なんだということによろしいですかね。その中で、簡易的に利用するに当たっては、快適なトイレということもあるでしょう。それでまた検討を進めていただければいいかなというふうに思います。

それで、今回の問題はそもそも私が問題とすべきだったのは、町がこうやるよということを説明会の席上でもって話をする。でも、その前は情報は各自治会長さんから提供を受けてやってきたよということであると思うんですけれど、本当に必要、町がこれを必要だということならば、むしろその場、場面に、その地域に出ていって、きちんと必要性をやっぱり私は理解してもらったりもすべきだったと思っています。今後、このことが供用開始がされる

ような時期には、少なくともきちんと町の考え方、その道路を利用している人、近隣の人にわかるようにきちんと話をさせていただくようにしていただくのがいいのかなど、それは町長が求める共創協働の町政の進め方になるだろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいということをお願ひし、終わりにしたいと思います。

議 長 以上で、4番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。

ここでお諮りいたします。一般質問の通告者があと3名残っておりますが、今朝ほど議会運営委員長から報告がありましたように、本日は以上で終了し、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議なしと認めて、本日はこれにて延会いたします。

(15時03分 延会)